保存版

東温市 中小零細企業支援パンフレット

令和7年度

上林森林公園（風穴周辺）

東温市イメージキャラクター
いのとん

**東温市では、『東温市中小零細企業振興基本条例』に基づき、
市内の中小零細企業に対して、補助事業や融資制度など、様々な支援を行っております。**

目 次

1. **東温市における支援内容について** ……………… P 1
- NEW 経営支援 ⑴ 自社の経営に関する様々な取組に対する補助は？ ……………… P 1
- ブランド化 ⑵ ブランド化や売込に係る支援は？ ……………… P 3
- 販路拡大 ⑶ バイヤーへの自社商品の売込に係る支援は？ ……………… P 4
- 出展イベント ⑷ 市内での出展イベントの開催は？ ……………… P 4
- 資金調達 ⑸ 融資に対しての支援は？ ……………… P 5
- 利子補給 ⑹ 支払った利子や信用保証料に対しての補助は？ ……………… P 5
- 利子補給(コロナ) ⑺ 新型コロナウイルス感染症関連の特別融資の利子に対する補助は？ ……………… P 6
- 企業立地 ⑻ 事務所や工場などの新設や移転に対しての支援は？ ……………… P 7
- 企業立地(雇用) ⑼ 企業立地に伴う新規雇用に対する支援は？ ……………… P 8
- 設備投資 ⑽ 先端設備等を導入する場合の支援は？ ……………… P 8
- 雇用支援 ⑾ 大学生や高校生などへの自社ＰＲや雇用に対する支援は？ ……………… P 9
- NEW 産学連携 ⑿ 産学連携についての相談窓口は？ ……………… P 9
- 創業（起業） ⒀ 創業や起業に対しての支援は？ ……………… P10

2. **東温市中小零細企業振興基本条例** ……………… P11
3. **第２次東温市中小零細企業振興「行動指針」** ……………… P13
4. **東温市における地域経済活性化に向けての取組みについて** ……………… P15
5. **東温市内の支援団体について** ……………… P17
6. **支援機関等の連絡先** ……………… P19

1. 東温市における支援内容について

経営支援 NEW

(1) 自社の経営に関する様々な取組に対する補助は？

人材確保、労働環境整備、商品開発、自社の広告･PR や事業承継など、様々な事業を実施していく上で必要な経費に対して幅広く補助します。

【東温市中小零細企業まるごと応援補助金】

【補助の対象者】 ※全てに該当すること

1．市内に本店若しくは支店の所在地がある法人又は住所及び事業所がある個人事業主

2．市税等を完納している個人又は法人

※「創業･起業」利用者は、申請時に上記 1．の要件を満たさなくてもよい。ただし、年度内に市内所在地で開業届又は法人登記を行う必要がある。

※ 年度内に 1 つのメニュー申請することが可能です。

※ 令和 6 年度に補助を受けたメニューは連続して申請できません。

【募集期間】 **〈1次募集〉令和7年4月1日から令和7年7月31日まで**
〈2次募集〉令和7年8月1日から令和8年1月31日まで

補助メニュー

1 創業・起業　補助率1/2以内　上限30万円

地域の活性化や定住促進を目的とした、市内で確実な創業･起業に向けた手続きや施設整備などに対して補助を行います。

（補助対象経費）

経費区分	内　訳
創業手続費	手数料（公証人認証、登記、不動産仲介など）
施設整備費	工事費（施設改修など）、備品購入費

2 商品開発･改良　補助率1/2以内　上限30万円

商品等の高付加価値化及び他社との差別化を目的とした、新たな商品、地域の特性を活かした新たな特産品等の開発や既存商品のブラッシュアップなどに対して補助を行います。

（補助対象経費）

経費区分	内　訳
専門家招聘費	謝金、旅費
試作開発費	委託料（試験研究、デザイン製作など）、旅費、研修受講費、会場借上料、機材借上費、教材費、原材料費、印刷製本費、消耗品費、工事費、備品購入費

3 生産性向上　補助率1/2以内　上限20万円

既存事業における生産性若しくはサービスの向上又は業務の効率化を目的とした、新たな設備や備品の導入などに対して補助を行います。

（補助対象経費）

経費区分	内　訳
設備導入費	工事費、備品購入費

4 人材育成　補助率1/2以内　上限10万円

自社の付加価値向上を目的とした、人材育成に関する研修（社内研修を含む）の実施などに対して補助を行います。

（補助対象経費）

経費区分	内　訳
研修受講費	委託料、研修受講費、借上料

5 デジタル促進　補助率1/2以内　上限20万円

自社のデジタル化を目的とした機器、ソフトウェア等の導入やデジタル人材の活用促進などに対して補助を行います。

（補助対象経費）

経費区分	内　訳
機材等整備費	備品購入費、機材借上料、委託料、謝金

補助メニュー

6 広告･PR　補助率1/2以内　上限20万円

商品の販売促進及び雇用確保を目的とした、自社及び商品に関するホームページやパンフレット、チラシ、動画の作成などに対して補助を行います。

（補助対象経費）

経費区分	内　訳
広報費	工事費、委託料（デザイン製作、動画制作など）、印刷製本費、手数料（折込み、情報発信など）、機材借上費
事務費	消耗品費

7 人材確保　補助率1/2以内　上限20万円

人材確保を目的とした、就職説明会への出展や就職サイトへの掲載などに対して補助を行います。

（補助対象経費）

経費区分	内　訳	経費区分	内　訳
出展料	負担金	職員旅費	旅費
会場整備費	会場借上料、運搬費	広報費	委託料、手数料

8 労働環境整備　補助率1/2以内　上限20万円

従業員の労働環境の改善を目的とした、就業規則の作成や新たな設備、備品等の購入などに対して補助を行います。（※店舗兼自宅の場合は、店舗部分と自宅部分が明確に分かれていること）

（補助対象経費）

経費区分	内　訳	経費区分	内　訳
施設整備費	工事費、備品購入費	事務費	委託料、手数料

9 商談会等出展　補助率1/2以内　上限20万円

販路拡大による売上額の増加を目的とした、県外の展示会等（オンライン展示会含む。）への出展などに対して補助を行います。

（補助対象経費）

経費区分	内　訳
出展料	負担金（展示会登録、ブースなど）
会場設備費	借上料（机、椅子、什器など）、運搬費、工事費（施設整備など）
職員旅費	旅費（派遣する従業員）

NEW 10 災害対策　補助率1/2以内　上限20万円

BCP（事業継続計画）に基づく対策に係る費用を補助します。

（補助対象経費）

経費区分	内　訳	経費区分	内　訳
施設設備費	工事費、備品購入費	事務費	委託料、手数料

11 事業承継　補助率1/2以内　上限20万円

ノウハウや取引先、事業用財産などの円滑な事業承継の促進を目的とした、事業承継の手続きなどに対して補助を行います。

（補助対象経費）

経費区分	内　訳
承継事務費	委託料（デューデリジェンス作成、事業承継計画作成など）、手数料（登記、仲介など）

手続きの流れ

事前相談（任意） → 本申請 → 審査認定 → 事業実施 → 実績報告 → 補助金交付

【申請方法】
- 東温市地域活力創出課（☎089-964-4414）へ申請書や必要書類を提出してください。
- 申請に関するお問い合わせは kigyoshinko@city.toon.lg.jp までご連絡ください。
- 申請様式や記載例については、東温市のホームページをご覧ください。

東温市 HP ⇒ 分類で探す ⇒ しごとの情報 ⇒ 産業振興 ⇒ 企業支援 ⇒ 中小零細企業まるごと応援金

ブランド化

(2) ブランド化や売込に係る支援は？

東温市さくらの湯観光物産センターを拠点に、“東温らしさ”をコンセプトとした商品やサービス等を「SAKURA select（さくらセレクト）」として選定し、(一社) 東温市観光物産協会が中心となり、市内の中小零細企業と連携を図り、商品開発や情報発信、大都市圏など県内外に向けて販路開拓・拡大を行うことができる体制を整えています。

【「SAKURA select」創出事業】

【概要】

- 「SAKURA select」の選定に向けた商品開発のサポートを行います。
- 選定品の募集を 8 月 (予定) から開始し、審査により新たな商品の選定を行い、販促用のカタログを作成します。
- (一社) 東温市観光物産協会を中心として、市内の中小零細企業等で組織する「プロジェクトチーム」により商品開発に向けた交流会を開催します。
- 県内外で SAKURA select フェアを開催し、また大都市圏で開催される商談会に参加します。

【選定の対象商品等】

- 農林水産物
- 農林水産物の加工品
- 工芸品・工業製品等
- 観光商品
- サービス

ブランドロゴ

選定品カタログ

ホームページ　Facebook　インスタグラム

【選定の対象事業者】 ※全てに該当すること

- 東温市内に住所又は事業所を有している個人又は法人
- (一社) 東温市観光物産協会の会員
- 市税を完納していること

【メリット】

- 東温市さくらの湯観光物産センターで販売や情報発信を行うことができます。
- 県内外の物産展での販売及びＰＲ、大都市圏での商談などを行うことができます。

【選定のポイント】

- 東温らしさが感じられること
- オリジナリティや希少性があること
- 環境や安全性に配慮していること
- 地域に根ざし、できる限り自社生産・加工をしていること
- 将来性、広がりがあること

コンセプトブック

（参考）令和６年度「SAKURA select 創出事業」の実施内容

愛媛5 市町物産展
（トキハ別府店）

SAKURA select フェア
（フジグラン重信）

個別商談会
（東京ビッグサイト）

プロジェクト会議

【お問合せ先】

- (一社)東温市観光物産協会(☎089-993-8054)又は東温市地域活力創出課(☎089-964-4414)へお問合せください。

販路拡大

（3）バイヤーへの自社商品の売込に係る支援は？

市内の中小零細企業における海外・県内外のバイヤーとの商談機会を確保するため、商談に関するセミナーや首都圏など全国のバイヤーとの「逆」商談会を開催します。

【中小企業販路拡大マッチング事業】

【概要】

- 現役バイヤーなどによる商談に関するセミナーを松山圏域３市３町（東温市、松山市、伊予市、松前町、砥部町、久万高原町）が共同で開催します。
- 市内の中小零細企業が首都圏などの商談会に行くことなく商談が行えるよう、全国各地の大手流通業から県内の販売店等のバイヤーが、ブースを構えて商談を行う「逆」商談会を開催します。

【出展の対象事業者（業種）】

- 食材・食品・食器等を扱う事業者（製造業）　※第１次産業を含む。
- 松山圏域３市３町に本社・本店、販売及び製造拠点のある中小企業・小規模事業者

【お問合せ先】

- 東温市地域活力創出課（☎089-964-4414）へお問合せください。

（参考）令和６年度「中小企業販路拡大マッチング事業」の実施内容

開　催　日	令和7年1月15日（水）
開 催 場 所	松山市総合コミュニティセンター
参　加　者	買い手業者　37 社
	売り手業者　43 社

商談会の様子

募集チラシ

出展イベント

（4）市内での出展イベントの開催は？

市内事業者や県内外の交流市町などと連携した特色ある観光・物産展を開催します。

【家族で楽しむほっちょ市開催事業】

【概要】

- 開催予定月　令和７年４月、８月、11 月、令和８年１月の合計４回（予定）
- 開 催 会 場　東温市さくらの湯観光物産センター及び東温市ふるさと交流館（さくらの湯）
- 開 催 内 容　①季節にあった地元農産品及び加工品の販売
  ②SAKURA select 商品・サービスに携わる事業所の出展
  ③県内外の交流市町の出展
  ④地域住民と協働した出展や体験イベントの実施

【お問合せ先】

- （一社）東温市観光物産協会（☎089-993-8054）又は東温市地域活力創出課（☎089-964-4414）へお問合せください。

ほっちょ市の様子

チラシ

資 金 調 達

(5) 融資に対しての支援は？

設備資金や運転資金に対して、低金利で融資が行える体制を整えております。

【東温市中小企業振興資金融資】

【融資利率】
- 取扱金融機関の慣行利率以内（長期プライムレートに準じる。）

【融資の対象者】 ※全てに該当すること
- 市内に住所又は事業所を有しており、市内で１年以上事業を行っている個人又は法人
- 市税を完納している個人又は法人
- 保証協会の保証対象業種

【融資の条件】
- 融資の限度額は『500 万円』、期間は『5 年以内』です。

【取扱金融機関】
- 伊予銀行（横河原支店）
- 愛媛銀行（見奈良・川内支店、重信支店）
- 愛媛信用金庫（横河原支店、川内支店）
  ※市内の支店に限ります。

【お問合せ先】
- 東温市商工会（☎089-964-1254）へお問合せください。

申請から承認までの流れ

中小零細企業（取扱金融機関）【書類作成】
↓ 申請
東温市商工会【審査】
↓ 報告
東　温　市【承認】

利 子 補 給

(6) 支払った利子や信用保証料に対しての補助は？

東温市中小企業振興資金で融資を受けた資金に対して、約定どおりに完済した時に支払利子の一部と信用保証料を補助します。

【東温市中小企業振興資金融資制度補助金】

【補助の対象となる資金】
- 上記の「東温市中小企業振興資金」で融資を受けた資金
- 約定のとおりに返済金額を完済した資金（申請期限は完済後２ヶ月以内）

【補助の金額】

対　　象	補　　助　　額
支　払　利　子	融資金額に対し『年1%』の割合で計算した額の範囲内
信　用　保　証　料	支払った信用保証料相当額

【お問合せ先】
- 東温市商工会（☎089-964-1254）へお問合せください。

政府系金融機関の融資資金に係る支払利子の一部に対して補助します。

【東温市中小企業金融制度資金利子補給】

【利子補給の対象となる資金】
- 政府系金融機関から融資を受けた資金（借入から３年間）
- 約定のとおりに返済金額を償還日に償還している資金

【利子補給の金額】
- 全体融資額のうち 1,000 万円以内に対する支払利子額の 20%の額

【対象となる金融機関】
- 日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）
- 商工組合中央金庫

【お問合せ先】
- 東温市商工会（☎089-964-1254）へお問合せください。

利子補給（新型コロナウイルス感染症対策）

（7）新型コロナウイルス感染症関連の特別融資の利子に対する補助は？

愛媛県の「新型コロナウイルス感染症対策資金」による融資を受けた中小零細企業に対して、支払利子を補助します。

【東温市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給】

【利子補給の対象者】 ※全てに該当すること
- 市内に住所又は事業所を有している個人又は法人
- 愛媛県の「新型コロナウイルス感染症対策資金（全国統一枠・県独自枠）」の融資を受けた個人又は法人
  ［対象となる融資期間：令和２年５月18日～令和３年３月31日］
- 市税を完納している個人又は法人
- 令和３年４月16日までに、東温市へ「東温市新型コロナウイルス感染症対策資金融資実行届出書」を提出している事業者

【利子補給の期間】
- 融資実行日から７年間

【利子補給の金額】
- 支払った利子額から国や県の補助金を除いた額

【申請方法】
- 当該年の１月から12月まで支払った利子額について、翌年の１月末までに東温市地域活力創出課へ申請書や必要書類を提出してください。

［利子補給のイメージ］

（全国統一枠）

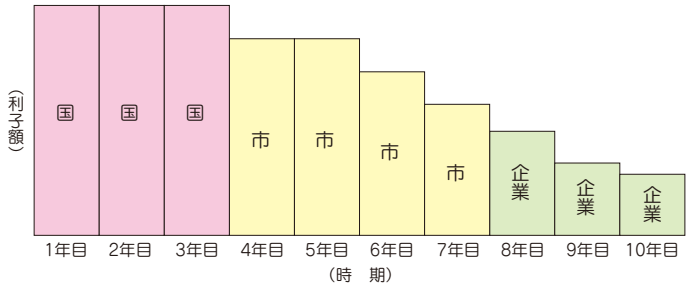

（県独自枠）

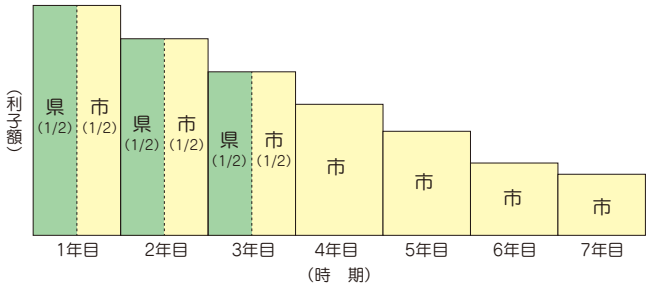

- 申請様式や記載例については、東温市のホームページをご覧ください。

東温市 HP ⇒ 分類で探す ⇒ しごとの情報 ⇒ 産業振興 ⇒ 企業支援
⇒ 新型コロナウイルス感染症対策資金に係る利子を補給します

【お問合せ先】
- 東温市地域活力創出課（☎089-964-4414）へお問合せください。

政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症の特別貸付等に係る支払利子の一部に対して補助します。

【東温市中小企業金融制度資金利子補給】

【利子補給の対象となる資金】
- 政府系金融機関から融資を受けた資金（借入から５年間）
- 約定のとおりに返済金額を償還日に償還している資金
  ※令和４年３月31日までに融資された資金に限ります。

【利子補給の金額】
- 全体融資額のうち1,000万円以内に対する支払利子額の30%の額

【対象となる金融機関】
- 日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）
- 商工組合中央金庫

【お問合せ先】
- 東温市商工会（☎089-964-1254）へお問合せください。

(8) 事務所や工場などの新設や移転に対しての支援は？

市内に企業立地（新設、移設、増設）を行った企業に対して、固定資産税を免除・減免します。

【地域未来投資促進法等に係る固定資産税減免制度】

【免除・減免の主な対象業種（大分類）】

製造業、電気･ガス･熱供給･水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門･技術サービス業、宿泊業、生活関連サービス業･娯楽業

※上記の業種であっても中分類で制限を行っている場合があります。

【対象要件・免除内容】

対　象　要　件	課税免除の期間及び割合
地域未来投資促進法に基づく企業立地 土地や建物に投資した経費が１億円を超えるもの （農業関連の業種は5,000万円を超えるもの） ※「地域経済牽引事業計画」の県の承認及び国の確認が必要です。	5年間（100／100）
上記以外の企業立地 （土地や建物に投資した経費が2,500万円を超えるもの）	新設の場合　3年間（100／100） 増設・移設　3年間（1年目 100／100、2年目 70／100、3年目 50／100）

※免除・減免の対象となる面積や設備については、課税担当と調整が必要になる場合があります。

市内に本社機能（事務所、研究所、研修所）の移転又は拡充を行った企業に対して、固定資産税を軽減します。

【地域再生法に基づく地方活力向上地域における固定資産税軽減制度】

【制度の対象】

本社機能の一部又は全部を対象地域（※）に移転する場合又は拡充する場合
（※愛媛県が策定した地域再生計画に規定された地方活力向上地域）

【対象要件・軽減措置】

対　象　要　件	軽減措置の期間及び割合
本社機能の移転 （東京23区から市内に移転する場合）	3年間 （１年目 9／10、2年目 3／4、3年目 1／2）
本社機能の拡充 （東京23区以外からの移転及び市内に本社を置く企業が拡充した場合）	3年間 （１年目 9／10、2年目 2／3、3年目 1／3）

※愛媛県に「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けることが必要です。
※取得価格が3,800 万円以上（中小企業者及び中小通算法人は1,900万円以上）のものを新設又は増設した者であること。

【お問合せ先】
- 東温市地域活力創出課（☎089-964-4414）へお問合せください。

企業立地（雇用）

(9) 企業立地に伴う新規雇用に対する支援は？

市内に企業立地（新設、移設、増設）を行った企業に対して、市内在住者を新たに雇用した場合に奨励金を交付します。

【雇用創出奨励金支給事業】

【補助の金額】

補　助　金	備　　考
労働者１人につき 上限50万円	※6か月経過ごとに25万円を交付 ※企業1社に対し100人を限度

【交付の条件】

企業	・新たに東温市内へ立地又は増設、移設する場合で、企業立地促進条例に規定する課税免除等の措置を受けることができる企業であること。 ・労働者名簿等の法定帳簿類を備え付け、市の要請により提出できること。 ・奨励金支給対象の労働者を、雇用した日から1年以内に事業主都合で解雇しないこと。
労働者	・企業の操業日を基準として、6か月前から3か月後までの期間に、新たに雇用した者であること。 ・雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者として、企業に直接労働契約によって雇用された労働者であること。 ・雇用された日から奨励金申請までの間、継続して東温市内に居住している者であること。

【申請方法】

- 東温市地域活力創出課（☎089-964-4414）へ申請書や必要書類を提出してください。
- 申請様式や記載例については、東温市のホームページをご覧ください。

東温市 HP ⇒ 分類で探す ⇒ しごとの情報⇒ 産業振興⇒ 企業支援 ⇒ 雇用創出奨励金について

【申請・交付の流れ】

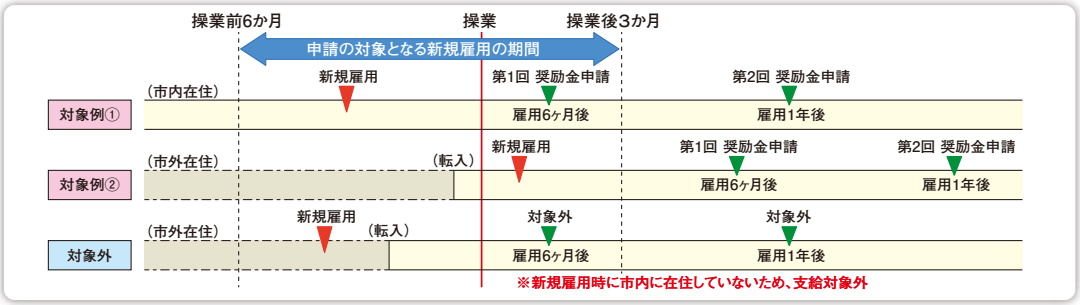

設 備 投 資

(10) 先端設備等を導入する場合の支援は？

市において「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小零細企業に対して、固定資産税を軽減します。

【中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減制度】

【軽減制度の内容】

- 計画に位置付けた賃上げの方針が 1.5%以上のものである場合は、対象設備の固定資産税の課税標準が３年間にわたって特例率「1/2」となります。
  ※賃上げの方針が 3%以上である場合は、５年間にわたって特例率「1/4」となります。
- 市の「導入促進基本計画」に合致することが条件となります。

【東温市「導入促進基本計画」の概要】	
労働生産性に関する目標 ： 年平均3%以上向上すること 設備に関する要件 ： 年平均の投資利益率が5%以上となること 先端設備等の種類 ： 経済産業省令で規定する先端設備等の全てが対象 対象地域 ： 東温市内全域	対象業種・事業 ： 全ての業種及び事業 導入促進基本計画の計画期間 ： 国が同意した日から2年間 先端設備等導入計画の計画期間 ： 3年間、4年間、5年間

- 認定経営革新等支援機関にあらかじめ計画の確認を受けて市に申請する必要があります。
  ※詳しくは中小企業庁ＨＰの最新版の手引きをご確認ください。

【お問合せ先】

- 東温市地域活力創出課（☎089-964-4414）へお問合せください。

雇用支援

（11）大学生や高校生などへの自社ＰＲや雇用に対する支援は？

市では、市内の中小零細企業の雇用促進を図るため、県内の大学や高校などで、市内の中小零細企業が自社のＰＲや学生たちとの意見交換が行える企業見学や公開シンポジウムなどを開催します。

【雇用対策支援事業】

【支援内容】
- 市内の中小零細企業が企業見学や学校でのシンポジウムを通じて自社の事業内容や強みなどを大学生や高校生に対してＰＲするとともに、学生たちと意見交換を行います。

【シンポジウム開催回数】
- ２回（２箇所）を予定しています。

【お問合せ先】
- 東温市地域活力創出課（☎089-964-4414）へお問合せください。

（参考）中小零細企業紹介冊子

東温の匠・極
ここにしかない働き方
～笑顔でつなぐ東温市～

@TOON_COMPANY_

産学連携 NEW

（12）産学連携についての相談窓口は？

愛媛大学と連携協力協定を締結した愛媛県内全 20 市町が抱える諸課題に、愛媛大学が有する多様な機能でもって解決を図ることを目的に設置されています。

【愛媛大学地域協働推進機構地域協働センター中予東温】

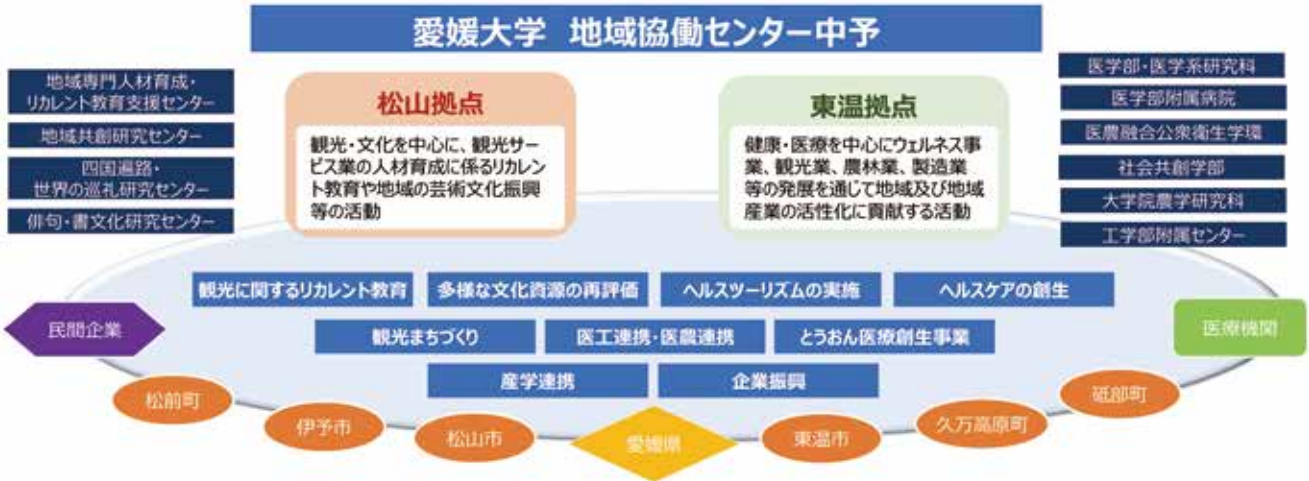

【支援内容】
- 東温拠点と松山拠点から成り、東温拠点では健康・医療を中心にウェルネス事業、観光業、農林業等の発展を通じて地域及び地域産業の活性化等の活動を推進しています。

【お問合せ先】
- 愛媛大学地域協働推進機構地域協働センター中予東温（☎089-964-2330）へお問合せください。

（13）創業や起業に対しての支援は？

松山圏域３市３町で「創業支援等事業計画」を策定しており、創業に関して連携した支援を行います。

【創業支援事業】

【支援内容】
- 創業・経営に係るワンストップ窓口「松山しごと創造センター」が利用できます。
- 各金融機関や東温市商工会において、「いよぎん みらい起業塾」などの各種セミナーや個別相談窓口を開設しています。
- 特定創業支援等事業を受けた起業者は、市の証明を受けることで、国の創業に係る補助金などの支援を受けることができます。

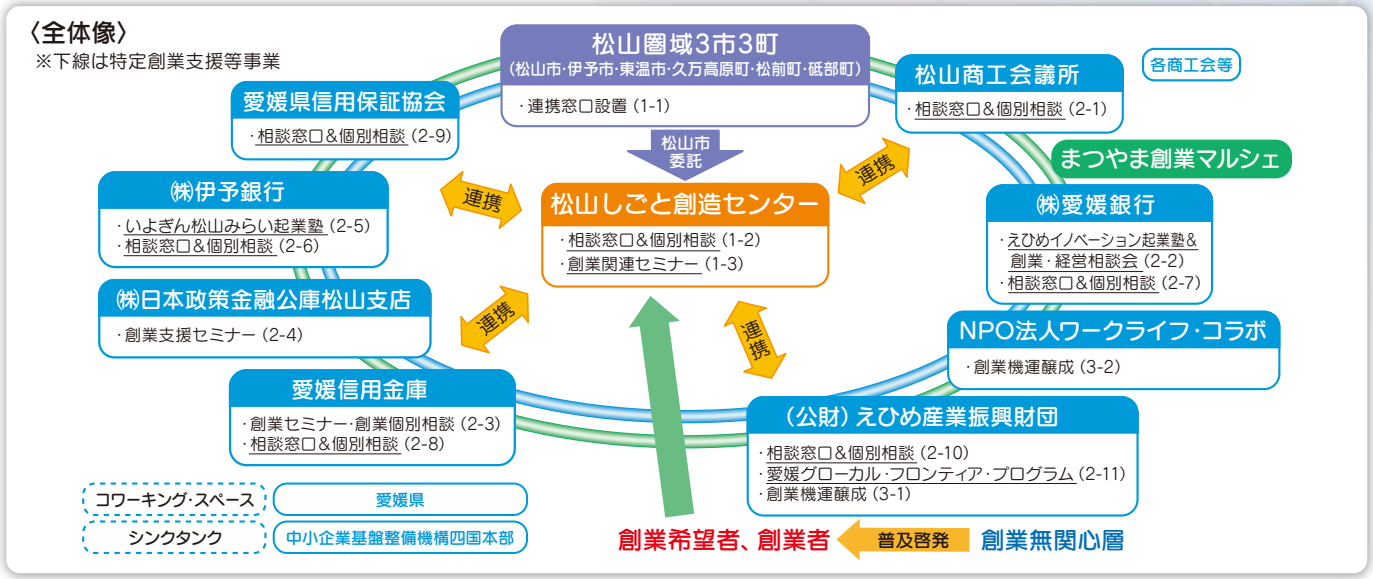

【お問合せ先】
- 東温市地域活力創出課（☎089-964-4414）へお問合せください。

起業者が着実にステップアップできるよう、専門家によるセミナーや個別相談会を開催します。

【起業者ステップアップ支援事業】

【支援内容】
- （公財）えひめ産業振興財団と連携を図り、起業者が知っておくべき、経営やマーケティングの基礎知識に関するセミナーを開催します。
- 起業を進める中で発生した様々な疑問や課題に対して、専門家による個別相談会を開催します。
- セミナー以外でも、「SAKURA select」のプロジェクトチームにも参加することで、他の起業者や市内の既存中小零細企業者と交流を図ることができます。

（参考）前回の実施内容

起業者ステップアップセミナー

個別相談

【お問合せ先】
- 東温市地域活力創出課（☎089-964-4414）へお問合せください。

2. 東温市中小零細企業振興基本条例

（平成25年3月21日条例第15号）

「大河の流域に国興り文化が栄える。」といわれるとおり、東温市は、市の中央部を流れる一級河川「重信川」をはじめとした多くの河川により育まれた潤いあふれるまちです。東に石鎚山脈、南に皿ヶ嶺連峰、北に高縄山塊を望む豊かな自然環境、先人から受け継いだすばらしい歴史や文化、充実した医療・福祉施設、恵まれた交通条件を基盤に発展してきた産業など、全てが生き生きと息づいているまちとして発展しています。

この豊かな環境に立地する事業所の多くは中小零細企業です。

中小零細企業は、それぞれの業種において市の経済を支え、まちづくりや雇用の確保、災害時の助け合いなど、市民生活の向上に貢献し、市の発展に大きく寄与してきました。

しかしながら、「キラリと光る、住んでみたい、住んでよかったまち『とうおん』」を実現するためには、更なる地域経済の活性化が不可欠となります。このためにも、地域の経済発展の原動力である中小零細企業者自らが、地域と共生する存在であることを再確認し、市民や地域社会から信頼されるように、責任と役割を果さなければなりません。

また、市、事業者、経済団体、学校、金融機関及び市民は、このまちで中小零細企業が発展し続け、そこに働く人々が生きがいと誇りを持ち、さらに、将来を担う子供が夢と希望を育むことができるよう、地域を挙げて支援してまいります。

ここに、本市の全ての「いのち」が生き生きと輝き続けるまち「とうおん」の実現のため、中小零細企業の振興に積極的に取り組むことを強く決意し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、市の中小零細企業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）について、基本理念、基本方針等を定めるとともに、市、事業者、経済団体、学校、金融機関及び市民の役割を明らかにすることにより、振興施策を総合的に推進し、もって市の経済の健全な発展と市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　中小零細企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の会社及び個人で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

⑵　大企業者　中小零細企業者以外の事業を営むものをいう。

⑶　事業者　中小零細企業者及び大企業者をいう。

⑷　経済団体　商工会その他地域産業の振興を目的とする団体をいう。

⑸　学校　学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第124条に規定する学校をいう。

（基本理念）

第３条　中小零細企業の振興は、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

⑴　中小零細企業の振興は、国、愛媛県、事業者、経済団体、学校、金融機関及び市民との連携・協力により推進するものとする。

⑵　中小零細企業の振興は、市外からの財の獲得や市内事業者間の取引の活性化など、中小零細企業による地域における経済活動の活性化を目指して推進するものとする。

⑶　中小零細企業の振興は、中小零細企業者の自主的な努力及び創意工夫による取組を尊重して推進するものとする。

⑷　中小零細企業の振興は、雇用の確保及び拡大をもたらすことから、市内の頑張る中小零細企業者を支援することにより推進するものとする。

⑸　中小零細企業の振興は、全ての「いのち」が、生き生きと輝き続けるまちとなるため、中小零細企業者が、地域社会と共生し続ける存在として、市民の認識の向上を図ることを推進するものとする。

（基本方針）

第４条　前条の基本理念に基づき、市が構ずべき振興施策の基本方針を次のとおり定める。

⑴　中小零細企業者の経営基盤の強化を図ること。

⑵　中小零細企業者の技術力及び経営力の高度化を図ること。

⑶　中小零細企業者が、事業者、経済団体、学校及び金融機関との連携強化を図ること。

⑷　中小零細企業者の事業活動を担う人材を確保し、育成し、及び定着の推進を図ること。

⑸　中小零細企業者の新たな事業活動の推進を図ること。

⑹　中小零細企業者に関する情報発信の強化を図ること。

⑺　中小零細企業者は、元気産業のまちづくりに向け、市民との協働を図ること。

（市の役割）

第５条　市は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査及び研究を行い、財政上の措置を講ずるものとする。

２　市は、振興施策を実施するに当たっては、国、愛媛県その他の地方公共団体、事業者、経済団体、学校、金融機関及び市民と協働し、効果的に実施するように努めるものとする。

３　市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小零細企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

（事業者の役割）
第６条　中小零細企業者は、地域社会と調和するよう十分配慮しながら、自主的な努力及び創意工夫により、経営基盤の強化、人材の育成、地域からの雇用の促進及び雇用環境の充実に努めるものとする。
２　中小零細企業者は、地域の将来を担う人材を育成するため、市内の学校と連携し、職業への理解の向上及び体験学習の充実に努めるものとする。
３　中小零細企業者は、事業所に携わる人材の育成及び雇用環境整備のため、大学及び専修学校との連携に努めるものとする。
４　中小零細企業者は、市内において生産され、製造され、又は加工される産品及び市内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。
５　大企業者は、中小零細企業者が地域社会の発展に欠くことのできない存在であることを認識し、ともに地域社会に貢献するように努めるものとする。
６　事業者は、経済団体に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う振興施策及び経済団体が行う中小零細企業振興のための事業（以下「振興事業」という。）に、積極的に協力するものとする。

（経済団体の役割）
第７条　経済団体は、中小零細企業者の自主的な努力を促し、かつ、創意工夫の取組を支援するものとする。
２　経済団体は、人々が集うにぎわいの場の再生と創造を目指し、市が行う振興施策に積極的に協力するとともに、振興事業を積極的に推進するものとする。

（学校の役割）
第８条　学校は、児童、生徒及び学生並びにＰＴＡに対し、中小零細企業者の事業活動が市の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促し、振興施策及び振興事業への参加に配慮するよう努めるものとする。
２　学校は、児童、生徒及び学生に対し、中小零細企業者と協働して職業に関する理解と体験の機会を提供し、一人一人の勤労観、職業観の形成及び地域の将来を担う人材の育成に努めるものとする。
３　大学及び専修学校は、中小零細企業者が取り組む事業活動に協力し、産官学連携の促進により、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的に努めるものとする。

（金融機関の協力）
第９条　金融機関は、中小零細企業者が経営の革新、経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ経営相談等を通じて支援を行うことにより、中小零細企業の成長発展に協力するように努めるものとする。

（市民の理解と協力）
第10条　市民は、中小零細企業が市の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、振興施策及び振興事業に参加・協力するよう努めるものとする。
２　市民は、市内において生産され、製造され、又は加工される産品及び市内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。
３　市民は、地域社会とともに歩む中小零細企業者と共生する視点に立って、その経営や社会貢献に関心を持つよう努めるものとする。

（東温市中小零細企業振興円卓会議）
第11条　本条例に掲げる目的の達成に向けて、事業者、経済団体、学識経験者、金融機関、消費者その他の多様な構成員により、東温市中小零細企業振興円卓会議（以下「円卓会議」という。）を設置する。
２　円卓会議は、次に掲げる事項に取り組むものとする。
⑴　振興施策について審議し、必要に応じて、調査及び研究を行うこと。
⑵　効果的かつ実効性のある振興施策については、市長に提案するとともに、検証を行うこと。
３　円卓会議には、テーマ及び課題別の小委員会を設置するものとする。
４　市長は、円卓会議において、振興施策の実施状況を報告するものとする。
５　前各項に定めるもののほか、円卓会議の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）
第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3. 第2次東温市中小零細企業振興「行動指針」

（令和6年2月28日 東温市中小零細企業振興円卓会議から提言）

Ⅰ　序論

1. 東温市中小零細企業振興「行動指針」とは

東温市では、平成25年に「東温市中小零細企業振興基本条例（以下、「振興基本条例」という。）」を制定し、中小零細企業の発展や地域経済の活性化に積極的に取り組んでいます。

この振興基本条例に基づき、市内の中小零細企業（以下、「中小零細企業」という。）や市、経済団体、学校、金融機関、市民等により構成する東温市中小零細企業振興円卓会議（以下、「円卓会議」という。）を開催し、中小零細企業の振興施策に関して検討、企画、調査・研究、提案、検証を行っています。

平成28年には、全ての中小零細企業を対象として5年ぶり2回目となる「東温市中小零細企業現状把握調査（以下、「現状把握調査」という。）」を実施しており、その結果を踏まえ、着実な成果をもって地域経済の活性化を図るためにも、中小零細企業や市、経済団体、学校、金融機関、市民における“取り組みや支援施策、協力内容”など、具体的な行動を示す『東温市中小零細企業振興「行動指針」』を平成30年に制定し、指針としてまいりました。

令和4年には6年ぶり3回目となる「現状把握調査」を行い、現状や課題、将来の見通しなどを調査し、原材料等の上昇や人口減少による人材不足、需要の停滞、事業承継の問題をはじめ、同業他社との競争激化、施設の老朽化、零細事業者の孤立化など様々な課題が浮き彫りとなり、このようなwith、afterコロナにおける厳しい経済環境や社会の変化に対応するため『東温市中小零細企業振興「行動指針」』の改定を行い、「温（あった）か笑顔の東温市」を目指すための新たな指針とします。

2. 行動指針

行動指針① 中小零細企業の経営基盤の強化
行動指針② 中小零細企業の事業力の強化
行動指針③ 中小零細企業の人材確保・育成
行動指針④ 地域経済の活性化に向けた連携

3. 東温市中小零細企業振興「行動指針」の特徴

○中小零細企業を中心とした行動指針

振興基本条例第6条には事業者の役割として、「自主的な努力及び創意工夫により、経営基盤の強化、人材の育成、地域からの雇用の促進及び雇用環境の充実に努める」と定められていることからも、行動指針においては、中小零細企業の自助努力による取り組みを中心に考え、各機関が支援施策を講じるものとしています。

○東温版エコノミックガーデニング

『東温市に魅力を感じ、東温市が好きで、東温市に根を張って頑張ろう』とする中小零細企業が、東温市の特性を活かした地域産業の創出・活用や域外への販路拡大、地域雇用の促進、中小零細企業間の交流などの取り組みに対して、市や経済団体、学校、金融機関、市民が、一体となり応援することで、中小零細企業が成長する環境を整える仕組みとしています。

4. 計画期間

令和6年度～令和10年度

Ⅱ　行動指針

※「Ⅱ 行動指針」は中小零細企業が取り組む内容を中心に編集して掲載しております。

行動指針①　中小零細企業の経営基盤の強化

中小零細企業において、自社の現状把握及び外部環境の変化に柔軟に対応するなど、自社の経営基盤強化に取り組む。

01：自社の現状を把握し、経営の基盤強化に対する取り組み

○『中小零細企業』は、企業の使命や価値観を経営理念として示し、内外への発信に努めるとともに、資産、従業員の数や年齢構成、資金繰り、負債、業界での競争力など自社の現状を把握し、自社が果たすべき目標・ビジョンを明確にし、それを実現するためとるべき行動を行動指針、経営計画等に取りまとめ、健全な経営基盤の強化に取り組みます。

02：外部環境の変化に対する取り組み

○『中小零細企業』は、現在進行している人口減少や少子高齢化、情報技術の進展及び物価高騰、新制度、就職希望者の意識変化等の外部環境の変化が自社にもたらす影響をイメージできるように努め、働き方改革による業務の効率化や外国人労働者、環境経営、SDGs等の多様化する社会の変化に対応するための積極的な取り組みを行います。また、近年頻発する自然災害に対して自分事として捉え、日頃から有事の際への対策を検討し、リスクに備えます。

03：コンプライアンス態勢の強化に対する取り組み

○『中小零細企業』は、企業活動のあらゆる場面で、関係法令を厳格に遵守していきます。お客様・お取引先・社員・地域社会コミュニティ等、すべてのステークホルダーとの共存共栄を目指し企業活動に従事していきます。

04：事業承継に向けた取り組み

○『中小零細企業』は、自社の地域における重要性や人材、資産、技術などの経営資源を認識した上で、承継したくなる企業を目指して、早い段階から第三者承継も想定した事業承継対策に取り組みます。
また、経営者間において相談を受けるなど、経営者相互に協力します。

行動指針②　中小零細企業の事業力の強化

中小零細企業において、技術力や経営力の高度化や情報発信力の向上など様々な努力により、自社の事業力強化に取り組む。

01：地域資源を活用した新商品や新サービスに対する取り組み

○『中小零細企業』は、厳しい経営環境を生き抜き、更なる成長を目的として、域外のネットワークとの連携も視野に入れ、地域の特性を活かした新たな商品やサービスの開発、モノ作り分野においてけん引役となるような新技術の開発に取り組みます。

02：販路開拓等に対する取り組み

○『中小零細企業』は、販路の開拓や拡大を想定している市場を調査するとともに、域外の見本市や展示会等に積極的に参加し、自社の商品やサービス等の販路開拓や販路拡大に取り組みます。

03：情報発信・収集力の強化に対する取り組み

○『中小零細企業』は、自社はもとより商品やサービスの魅力を向上させるために、市や商工会が実施するイベント等に積極的に参加し、マーケットの需要動向の把握に努め、支援機関が発信する情報に気を配り、支援策を積極的に活用するとともに、情報を発信したいターゲットに合わせたＩＣＴ（ホームページ、facebook、Instagram等のＳＮＳ、ＬＩＮＥ、ネットショップ等）を活用して情報発信の強化に取り組みます。
また、情報の発信・収集に限らず、ChatGPTなどＡＩの活用による業務の効率化や生産性向上、新しいビジネス展開など情報技術の利活用について積極的に取り組みます。

行動指針③　中小零細企業の人材確保・育成

中小零細企業において、「人材」は重要な経営資源の一つであることから、継続した人材の確保、人材のスキルアップ支援、学校との連携による人材確保・育成、次世代の産業の担い手への啓発、新技術の情報収集等の施策に取り組む。

01：雇用の確保に向けた取り組み

○『中小零細企業』は、雇用拡大に向けて自社の特徴や魅力を積極的に情報発信するとともに、域内の人材発掘に力を入れ、再就職者や若者、シニアなどの幅広い人材の雇用促進や多様な働き方の推進に取り組むとともに、雇用確保に向けた待遇改善のために財務基盤の強化を図ります。
また、若者をはじめとした人材の就労観の変化を理解し、柔軟で風通しの良い企業風土の醸成に取り組むとともに、デジタル化やＡＩ、ロボットなど人材を補完する新技術についての情報に注意を払います。

02：人材の育成に向けた取り組み

○『中小零細企業』は、自社において大きな財産である人材を効果的かつ効率的に活用し、競争力を向上させ利益を最大化するため、将来に向けた有用な人材、専門的な知識を持った人材及びメンター的役割を担う人材等の育成に取り組むとともに、社員との面談を行うなど事業所内の情報交換に努め、風通しの良い企業風土の醸成に取り組みます。
また、経営者等が接客のセミナー等を受講し、働き方に関する近年の動向の把握に努めます。

03：キャリア教育に向けた取り組み

○『中小零細企業』は、地域の将来を担う人材（子供たち）の育成及び自社の社員教育力の向上を目的に、市内外の学校等と連携して、積極的に職場体験やインターンシップ事業、企業調査等に取り組みます。

行動指針④　地域経済の活性化に向けた連携

中小零細企業は、地域経済の活性化に向けて、業種や域内外に関わらず、中小零細企業、大企業、商工会、中小企業家同友会などの経済団体、学校、金融機関及び市民の連携により協働できる環境づくりに取り組むとともに、新たに起業しやすい環境づくりに取り組む。
また、市民の多様なニーズに対応するため、地域に密着した特色ある企業づくりを行うとともに、地域課題解決のため、事業者と市民及び市民団体が協働するしくみや、市民と事業者の交流機会の提供、相互理解を深める場づくりなどの施策により地域経済の活性化に取り組む。

01：地域が一体となる協力体制への取り組み

○『中小零細企業』は、自らが営んでいる東温市に興味を持ち、振興基本条例の理念及び行動指針の内容を理解した上で、地域経済の活性化に向けて支援施策を積極的に活用するとともに、地域交流などの連携を目的とした会やグループに参加し、情報交換、交流や人脈ネットワーク形成など、地域と中小零細企業がお互いに協力できる体制づくりに取り組みます。

02：商店街の活性化に向けた取り組み

○『中小零細企業』は、横河原商店街において、横河原商工連盟を中心に空きスペース等を活用した新たな魅力の発掘及び集客に向けたイベント等の開催などに取り組みます。
また、愛媛大学医学部附属病院や独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター、レスパスシティ、志津川南区を含む商業エリアを活かして、横河原商店街の活性化に取り組みます。

03：起業しやすい環境づくりへの取り組み

○『中小零細企業』は、起業者が東温市に魅力を感じ、新たな事業に挑戦し、成長しやすい環境を整えるために、起業者の声を聞きながら、現状の課題を洗い出し解決に向かって取り組みます。
また、商店街での空きスペース等を活用した起業者との交流の場づくりを行います。

04：官公需受注に向けた取り組み

○『『中小零細企業』は、市からの受注を受けられるよう入札参加資格申請を行うとともに、受注の数量や内容に対して対応ができる経営体制づくりに取り組みます。

『市、商工会、金融機関、学校、市民』は、中小零細企業が着実に取り組みが行え、効果的な成果が生まれるよう積極的に支援や協力を行います。

4. 東温市における地域経済活性化に向けての取組みについて

1 東温市中小零細企業振興基本条例の制定

東温市では、平成25年3月に「東温市中小零細企業振興基本条例」を制定し、「温（あった）か笑顔の東温市」実現のため、中小零細企業の発展や地域経済の活性化に積極的に取り組んでいます。

条例内容は11ページに掲載

2 東温市中小零細企業振興円卓会議や中小零細企業振興シンポジウムの開催

東温市中小零細企業振興基本条例の目的を達成するため、中小零細企業や市、経済団体、学校、金融機関、市民により構成する「東温市中小零細企業振興円卓会議」を開催し、振興施策について検討、企画、調査・研究、提案、検証などを行っています。

また、令和4年度に実施した現状把握調査の結果を基に、円卓会議に提案を行うためにテーマ及び課題別の小委員会、スーパーアドバイザーによる講演会等を開催し、効果的な振興施策に取り組みます。

円卓会議

現状把握調査

振興シンポジウム

3 東温市中小零細企業振興「行動指針」

円卓会議において、現状把握調査の結果を踏まえ、着実な成果をもって中小零細企業の発展や地域経済の活性化を目指すために、中小零細企業や市、経済団体、学校、金融機関、市民における“取り組みや支援施策、協力内容”など、具体的な行動を示す指針が必要であると考え、『第2次東温市中小零細企業振興「行動指針」』を制定し、令和6年2月28日に市長へ提言を行いました。

指針内容は13ページに掲載

4 東温版エコノミックガーデニングの確立

東温市では、条例の目的を達成するため、“エコノミックガーデニング”という考え方を取り入れ、市内の中小零細企業が頑張れる地域経済環境をつくり、地域と企業がともに発展し、市民生活の向上を目指しています。

※「エコノミックガーデニング」とは、地域経済を「庭」、地元の中小零細企業を「植物」に見立て、地域という土壌を生かして地元の中小零細企業を大切に育てることにより、地域経済を活性化させる政策です。

5 東温市中小零細企業振興円卓会議による取組み

東温市中小零細企業振興円卓会議では、テーマ及び課題別の小委員会を設置し検討するとともに、様々な支援事業について提案・検証しています。

◆小委員会

- 中小零細企業財政支援検討委員会（市内の金融機関と商工会が参画し、融資制度など支援を検討）
- 東温市ＰＲ委員会（市内の事業者が参画し、市内事業者の情報発信における施策について検討）
- キャリア教育委員会（市内の事業者と小中学校の教諭が参画し、キャリア教育への取組みを検討）など

中小零細企業財政支援検討委員会

東温市ＰＲ委員会

キャリア教育委員会

◆様々な支援事業

- 中小零細企業まるごと応援補助事業（新たな取組に対して補助を実施）
- 中小零細企業販路拡大マッチング事業（県内外のバイヤーを招聘した逆商談会を開催）
- 「SAKURA select」創出事業（“東温らしさ”をコンセプトとした魅力ある商品の開発及び販路開拓）
- 中小零細企業現状把握調査（市内の全ての中小零細企業を対象とした現状調査を実施）
- とうおん健康医療創生事業（愛媛大学医学部を中心とした新たな産業の創出を促進）
- 家族で楽しむほっちょ市開催事業（市内の産業振興に繋がるイベントを開催）など

SAKURA select 選定式

とうおん健康医療創生事業

ほっちょ市

6 様々な関係機関との協定

東温市では、様々な関係機関と協定を締結し、市内の中小零細企業の活性化に向け、地域経済環境整備に努めています。

◆主な協定名

- 地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定（伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、えひめ中央農業協同組合、松山市農業協同組合、日本政策金融公庫）
- 地域協働事業に関する連携協定（ＤＣＭダイキ㈱、㈱フジ、ＰＨＣ㈱、ウィーメックス㈱、旭食品㈱）
- 連携協力に関する協定書（奈良県広陵町、ＪＡＦ、よい仕事おこしフェア実行委員会、日本郵便㈱）
- 芸術・文化、観光連携交流協定（香川県さぬき市）
- 特産品相互取扱協定（大阪府泉佐野市）
- 「芸術・文化、観光情報誌」の共同発行に関する協定（香川県さぬき市、㈱サイネックス）

奈良県広陵町との協定
（令和元年9月21日）

よい仕事おこしフェア実行委員会との協定
（令和3年11月22日）

日本郵便㈱との協定
（令和4年9月26日）

5. 東温市内の支援団体について

東温市商工会

東温市商工会は、地域の事業者が会員となり、事業の発展や地域の振興のために活動を行う市内最大の総合経済団体です。商工会法に基づき昭和54年に創立され、全国的なネットワークと高い組織率を有し、会員事業者を対象とした経営支援のほか、国や都道府県の小規模企業支援施策（経営改善普及事業）の実施機関としても、様々な事業を実施しています。さらに、各都道府県には商工会連合会があり、広域的な観点から事業者の皆様の支援を行っています。

～ 商工会は、多くの事業者の方々とともに歩む、地域のビジネスパートナーです ～

様々な経営支援を行っています！

- 経営・金融・税務・経理・労務・情報化・取引・創業等に関する様々な相談は、原則無料で行っています。
- 新たな事業展開（経営革新）や補助金（小規模事業者持続化補助金等）の申請に関する相談を行っています。
- 運転資金（仕入や諸経費の支払いなど）や設備資金（工場店舗の改装、車両や機械の導入など）に係る融資の相談・斡旋を行っています。
- 従業員や経営者のもしもの場合の備えとして、労働保険の事務代行、各種共済制度の加入手続を行っています。

市内の事業者との連携が図れます！

- 市内の約690の事業者が商工会に加入し、高い組織率（約65％）を有しており、会員を対象とした研修や同業種の会員が交流する部会において、情報交換や課題解決の相談、共同事業の検討など、幅広い人脈を築くことができます。

各種セミナーや研修の支援を行っています！

- 事業者の皆様の経営力の向上と持続的発展を目指して、各種セミナーの開催や、人材育成に係る研修費用の一部助成を行っています。

個別巡回指導

税務・記帳指導

産業まつり

～ 地域の事業者のお困りごとの相談窓口として ～

東温市商工会は、東温市中小零細企業振興基本条例に基づき設置された中小零細企業振興円卓会議に参画させていただき、行政や関係機関・団体とも連携しながら、地域の事業者のお役に立てる組織を目指しています。

例えば、東温市では、創業・起業、生産性向上、人材育成など幅広い分野を対象に、中小零細企業まるごと応援補助金の交付事業を実施しておりますが、商工会においても、会員を対象に市補助金への上乗せ支援金の支給を実施するなど、行政と連携してきめ細かい対応を心がけております。

地域の事業者におかれましては、経営上のお困りごとがございましたら、商工会事務局までお気軽にお問い合わせください。経営指導員がお話を聞かせていただき、各種補助金や融資制度のご紹介、相談内容に応じた専門家の派遣など、皆様の課題に合わせて丁寧に対応させていただきます。

一般社団法人 東温市観光物産協会

（一社)東温市観光物産協会は、自然や温泉、景観、歴史等、東温市が有する魅力を特産品とともに紹介することで、相乗効果を図りながら観光や物産の振興を行っています。

協会の７大特典！

１ ホームページでの紹介＆リンク
（月間約12,000 アクセスの協会ＨＰで事業所や商品などを紹介しています。）

２ パンフレットへの優先掲載
（協会パンフレット「とうおん旅あそび」で事業所や商品などを紹介しています。）

３ サイクリングマップへの優先掲載
（サイクリングマップにスポットとして事業所などを紹介しています。）

４ ＳＮＳでの情報発信＆シェア
（Facebook やInstagram ではイベント情報やニュースなどを定期的に発信しています。）

５ 物産展への優先出品＆案内
（県内外において、年間４０回程度、特産品の販売・ＰＲを行っています。）

６ 公式オンラインショップへの出品
（公式オンラインショップにて、市内事業所の商品を販売しています。）

７ 観光客・旅行会社・マスコミなどへの情報提供
（観光や物産に関するマスコミからの取材依頼に対して、情報提供を行います。）

とうおん旅あそび

いのとんに夢中

Facebook

※その他、県外の観光協会と協定を結び、観光交流及び相互の特産品の紹介を行える環境を整えています。
（鳴門市うずしお観光協会(平成28年9月24日)、丸亀市観光協会(平成29年2月5日)、広島観光コンベンションビューロー（平成30年2月13日））

県内外での物産展

とうおん旅あそび・サイクリングマップなど

情報発信の拠点！さくらの湯観光物産センター

東温市から「東温市さくらの湯観光物産センター」の指定管理を受託し、市産にこだわった農産物や「SAKURA select」をはじめとする市内事業所の魅力ある商品を販売しており、また、自然豊かな市内の観光地などの案内や市内企業の紹介を行っています。

さらに、イートインコーナーでは、季節に応じて市の食材を使用したスイーツなども期間限定で販売しております。

また、地域の交流や活性化を目指して、随時、自主イベントを開催しております。

農産物直売所

イートインコーナー及び
観光案内所

SAKURA selectコーナー

6. 支援機関等の連絡先

組織名	住　所	電　話	支援内容
東温市　地域活力創出課	東温市 見奈良530番地1	089-964-4414	・創業（起業）支援 ・融資支援〔利子補助〕 ・経営支援〔各種補助〕 ・企業誘致（立地）支援 ・その他、経営支援全般に関すること
東温市商工会	東温市 見奈良495番地3	089-964-1254	・創業（起業）支援 ・経営支援 ・金融支援 ・税務、経理支援 ・労務支援 ・その他、経営支援全般に関すること
一般社団法人 東温市観光物産協会	東温市 北方甲2098番地	089-993-8054	・観光物産案内、事業所案内 ・観光資源や地域特産品の周知ＰＲ ・東温市産の農産物や特産品の販売
公益財団法人 えひめ産業振興財団 〔ビジネス・サポート・オフィス 愛媛県よろず支援拠点 6次産業化サポートセンター　など〕	松山市 久米窪田町337番地1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1100	・創業（起業）、第二創業支援 ・ものづくり、研究開発、ベンチャー支援 ・経営改善支援 ・事業承継支援 ・６次化、農商工連携支援　など
愛媛県中小企業団体中央会	松山市 久米窪田町337番地1 テクノプラザ愛媛内	089-955-7150	・中小企業組合の設立、運営支援 ・中小企業の経営、金融、労務支援 ・ものづくり中小企業の支援 など
一般社団法人 愛媛県発明協会	松山市 久米窪田町337番地1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1103	・産業財産権（特許、商標など）、その他知的財産権（著作権など）に関する支援〔権利化、活用、情報提供、講習会〕
松山しごと創造センター	松山市 湊町四丁目8番13号	089-948-8035	・創業（起業）支援 ・経営支援
愛媛県中小企業家同友会	松山市 三番町一丁目11番10号 ISSEIビル3階301号室	089-948-9920	・異業種間の経営者育成支援 ・人材確保支援 ・社員育成支援
株式会社 伊予銀行 横河原支店	東温市 横河原343番地1	089-964-2221	・融資支援 ・創業（起業）支援 ・経営支援 ・事業承継 ・マッチング支援 ・６次化、農商工連携支援 など
株式会社 愛媛銀行	東温市		・融資支援 ・創業（起業）支援 ・経営支援 ・事業承継 ・マッチング支援 ・６次化、農商工連携支援 など
見奈良・川内支店	志津川南6丁目1番地1	089-964-5430	
重信支店	牛渕1935番地1	089-964-6231	
愛媛信用金庫	東温市		・融資支援 ・創業（起業）支援 ・経営支援 ・事業承継 ・マッチング支援 ・６次化、農商工連携支援 など
横河原支店	横河原195番地3	089-964-8111	
川内支店	南方617番地1	089-966-6733	
株式会社 日本政策金融公庫松山支店	松山市		・融資支援 ・経営支援 ・創業（起業）支援
国民生活事業	三番町六丁目7番3号	0570-085-302	
中小企業事業	〃	089-943-1231	
農林水産事業	〃	089-933-3371	
株式会社 商工組合中央金庫松山支店	松山市 千舟町三丁目3番8号 千舟町スクエアガーデン3階	089-921-9151	・融資支援 ・経営支援
四国労働金庫愛媛支店	松山市 二番町四丁目5番地2	089-948-1121	・融資支援 ・勤労者福利厚生資金支援 など
ハローワーク松山 （松山公共職業安定所）	松山市六軒家町3番27号 松山労働総合庁舎 1～3階	089-917-8609	・求人情報提供 ・職業案内 ・人材確保に関する支援
ハローワークプラザ松山	松山市 千舟町四丁目4番1号 グランディア千舟2階	089-913-7401	
愛媛大学社会連携推進機構 地域協働センター中予東温	東温市 田窪300番地2	089-964-2330	・ウェルネス事業支援 ・観光業支援 ・農林業支援 など

（R7.4.1時点）